

第1回 芦屋市地域自立支援協議会 会議録

日 時	平成23年7月26日 (火), 13:30~15:30
場 所	分庁舎2階 大会議室
出席者	<p>会 長 堺 執 委 員 木下 隆志 高橋 道宏 美濃 千里 瀬戸山 敏子 前田 文雄 藤川 喜正 友添 文子 長野 良三 木村 嘉孝 朝倉 己作 島 サヨミ 津田 和輝 東根 史郎 原田 夏紀 丸谷 美也子 築山 彩子 山岸 吉広 福田 晶子 磯森 健二 欠席委員 加納 多恵子 北野 章 オブバーザー 芦屋メンタルサポートセンター 武藤</p>
事務局	<p>障害福祉課 余吾 康幸 川原 智夏 西川 隆士</p>
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	3 人

1 会議次第

(1) 委員委嘱

(2) 市長挨拶

(3) 委員，事務局自己紹介

(4) 会長，副会長の選出

(5) 議題

① 平成22年度相談支援事業実績報告及び23年度実施計画について

② 事業所懇談会の活動について

③ 障がい者虐待防止対策について

④ 兵庫県阪神南 障がい者就業・生活支援センターについて

⑤ 兵庫県精神障害者地域移行支援事業について

(6) その他

① 芦屋市第3期障害福祉計画のアンケートについて

2 提出資料

協議会レジュメ

資料1 芦屋市地域自立支援協議会委員名簿・同協議会設置要綱

資料2 平成22年度相談支援事業報告及び23年度実施計画

資料3 事業所懇談会の進捗状況

資料4 障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

資料5 障がい者就業・生活支援センター事業の実施状況について

資料6 平成23年度兵庫県精神障害者地域移行支援事業実施要領等

資料7 「芦屋市第3期障害者福祉計画」策定のためのアンケート調査票等

3 審議経過

(堺会長)

議事が6つあり，内容をみると報告事項等々が比較的多いので，自由な発言の時間が少し制約されるくらいがございますが，できるだけコンパクトに会をすすめてまいりますので，ご協力の程をよろしくお願いします。

それでは議事の①，「平成22年度相談支援事業の実績報告及び23年度実施計画」について資料2に基づいてそれぞれの相談支援事業所から報告して下さい。

(丸谷委員)

資料2の1ページ，芦屋ハートフル福祉公社から報告させていただきます。

相談件数実績に関しては，22年度の相談件数が525件で21年度263件の約2倍です。23年度の4月～6月末現在の件数は既に21年度の件数の約半分になっています。相談件数の実績が2倍になった理由としましては，昨年7月から保健福祉センターが開設されて相談窓口が設置され相談の窓口がひろがったこと，センター内に新しく「障がい児機能訓練事業」が増え児童の相談が増えていること等が考えられます。

相談内容は福祉施策やサービス利用に関するものが多くて継続的な支援にはつながりにくいのですが，最近の傾向として，障がいの種別にとられない相談や重複障がい，世帯の中に複数の障がい者がいる複合ケースについての相談が増えています。

次に相談支援を通して見えてきた課題と必要なことをあげさせていただきます。

・高齢者の親との複合ケースにおいては関係機関との更なる連携と役割分担が必要とされて

います。

- ・障がい者虐待の防止に関する法施行に向けては、身体障がい分野ではショートステイなどの社会資源が少ないため、フォーマル、インフォーマルを問わない地域の社会資源の活用と新たな社会資源の開発が必要です。
- ・重複障がい者や複数の障がい者がいる世帯では、課題が複雑化していることが多く丁寧な対応が求められ、対象者への継続的な支援が必要です。

23年度の体制は昨年度と変わりました。私が管理者となり相談員が2名です。

実施計画には、他障がいへの対応力の強化、資質の向上、継続したケアマネジメントの実施、法改正に向けて情報の収集等4点をあげています。

(堺会長)

ありがとうございます。ご質問もあるかもわかりませんが4人の方々の報告を聞いた上で受けたいと思います。では続いて三田谷治療教育院の原田さんお願いします。

(原田委員)

22年度の相談件数実績は21年度の件数の約3倍で、23年度の件数は4月～6月です。21年度の半分となっています。

昨年に保健福祉センターが開設され、関係機関が集約されたことで即時の情報共有など以前より連携をとりやすくなりました。そのことにより支援の依頼が増えたが、十分に対応しきれず、特に療育希望者には対応が不十分です。

小学生の余暇活動が増えているが、ほとんどがヘルパー等の支援者を要するものですが、移動支援は利用できないし、社会資源も少ない為、学童以外での活動が困難です。

相談支援を通して見えてきた課題と必要なことは、

- ・依頼支援に迅速に対応する為に相談支援事業所のより一層の連携や体制の見直し、充実を図ること。
- ・社会資源、特にインフォーマル資源の不足の為、利用方法の見直し。
- ・虐待ケース等の支援体制のあり方や早期発見のシステム化が必要な為、多職種・他分野も含めた関係機関の連携の強化。

23年度の実施計画について、地域活動やシステム会議、虐待対応等の研修への参加。

法改正に向けた支援体制のため、関係者間で情報共有や協議の実施をあげました。

(堺会長)

それでは、メンタルサポートセンターの築山さんお願いします。

(築山委員)

私の方では主に精神障がいの方の相談をうけています。

22年度の相談支援事業を通して見えてきた現状と課題について、22年度の相談件数実績は1,229件で21年度の約3倍近くに増えています。23年度は6月時点で364件になっています。件数が増えた理由としては、保健福祉センターに変わって利用しやすくなった利便性と、これまで課題にしていた訪問を実施したことによります。

訪問等の実施により、未受診、治療中断、ひきこもりの状態で地域で孤立している人がいることや問題が潜在化していることが見えています。本人だけでなく家族も課題を抱えていることがまだまだありますので、チームを組んで支援をするため保健・医療・福祉の専門職によるチーム支援を積極的に実施しました。

支援の方法としましては以下の3点です。

- ①対象者及び家族を相談員や専門員が訪問し相談の方法を考える
- ②ケアマネジメントの技法を用いた他職種チームによる支援
- ③関係機関との連絡、調整及びケア会議の開催

個別支援会議は22年度81件、23年度4月～6月21件

会議を重ねる中で支援のあり方を考えていたり、チームで地域を見守るという体制を考えていこうと思っています。

相談支援を通して見えてきた課題と必要なことは、

1点目は、個別支援会議の中で地域の共通課題（高齢化、全体的な社会資源の不足）があるが、課題解消に至っていない点も多く残っている。

2点目は、インフォーマルな社会資源の活用が不十分であるので地域課題の抽出と既存の社会資源機能の実態の把握を過去の相談支援実績をもとに精査することが必要。

平成23年度の体制については、管理者が新しくかわりました。相談員は、私が専任で、非常勤でもう1人入っています。

実施計画としては、3点あげました。

1点目は、精神障害者地域移行支援事業の活用。この事業自体は退院して地域に戻ってくるところが終点で、その後は地域での支援や相談支援が担っていくこととなりますので、十分に活用しようと思っています。

2点目は、精神障がい者の正しい知識の普及啓発活動。

3点目は地域の共通課題の解決に関係機関との協力のもとに積極的に取り組みたいと思っています。

(堺会長)

有難うございました。最後に芦屋市社会福祉協議会からお願いします。

(山岸委員)

社会福祉協議会は22年度4月より相談支援事業としてスタートしました。昨年度の実績として相談件数が427件です。

概要としては、3障がい全ての障がいへの対応をする中で、1年を通して多かったのが、知的障がい・精神障がいでした。その中での相談内容としては「家計・経済に関する支援」「権利擁護に関する支援」が多く、障がい者本人が金銭管理できないというものであったり、世帯の中で経済的に困っているというケースが多かったです。そのため、生活支援だけでなく、福祉サービス利用援助事業の金銭管理のサービスにつないだり、後見人の申立て支援等の対応を行いました。

支援方法は、電話で済ますのではなく訪問するように心がけました。

また、相談には権利擁護の関係が多く、高齢者のご家族がおられる場合は高齢者支援センターや権利擁護センターの専門職との連携を心がけました。

相談支援を通して見えてきた課題と解決のために必要なことは、高齢化した家族と同居する当事者への複合的な支援・同居家族からの虐待の疑いなど問題を抱える世帯に対する権利擁護支援とそれに早急に対応する体制。また複合困難事例への支援関係機関との連携があるので、関係づくりが必要だとわかりました。

今年度の体制については、管理者は社会福祉協議会の津田と相談員山岸です。

実施計画については、複合困難ケースについての関係機関との支援体制づくりに取りくんでいきます。また、芦屋市地域自立支援協議会の事業所懇談会は4名の相談員が連携し、地域課題を分析し整理をしていきたいと考えています。

(堺会長)

4事業所からの相談支援の結果と新しい年に向けての課題が説明されましたが、報告のとおり、相当件数がかなり伸びています。相談支援が保健福祉センターに移って業務が開始されてちょうど1年経ちました。その効果もあって相当件数が伸びたのかなという報告でした。

自立支援協議会では、件数だけでなく課題をどのようにクリアしていったか、システム化

していったかを細かく議論をすることが本位ですが、時間の関係がありますのでお一人に限らせていただきますが、ここまでで何かご質問があればお聞かせ願います。

ご質問がないようですので、引き続いて議事の②に移りたいと思います。
事業所懇談会の活動についてのご報告を山岸さんお願いします。

(山岸委員)

相談支援事業所で取り組んでいる事業所懇談会は、自立支援協議会の中に地域での課題を出して行こうということを目的に設置しました。相談支援事業所の相談員だけが在宅の方の相談の中から地域課題を出すのではなく、施設、事業所さんが困っておられることの中に課題があるということと前回の自立支援協議会に提案しました。今年度は2回終えています。

第1回は、築山さんから精神障がいの方の退院時の地域生活支援について事例を出していただき、グループワークの形式で、退院に向けてどういう支援できるか、地域で生活するための課題はなにかについて話し合いをしました。そのときのアンケートで、お互いの事業所を知りたいとの意見が多かったことから、第2回目は、事業所が何に困っているのか、それぞれの事業所がどういう取り組みをしているかを話し合いました。

芦屋市内には12の事業所がありますが、ほとんどの事業所に参加していただき2回を終えて、それぞれの職員さんと顔の見える関係になってきました。今後は、各事業所から実行委員を出していただき、どのような内容にするか打合せの段階から話し合えるよう呼びかけていきたいと考えています。2時間では話し切れないとの意見が出されたので回数を増やすことを検討します。

今年度は4回の開催予定で次回は10月です。地域課題の抽出と整理を目標としていますので、自立支援協議会にあげられる課題に到達できればと思っています。

10月以降は、介護事業所の職員さんにも声をかけていきたいと考えています。

第2回目の会議では各事業所が困っていることについて意見がだされたが、その中で多かったのは、

- 施設の中では高齢化が進んでいる。
- 問題行動のある人にどう支援すればよいか。
- 親亡き後の課題

等でした。

(堺会長)

4つの相談支援に携わっている人たちの連絡会はどれくらいの頻度で開催していますか。

(事務局西川)

月1回連絡会を持っています。

(堺会長)

今、報告があった各事業所の困っていることですが、これは課題の抽出で大事なことです。4人の相談支援者が、課題をどうやって解決するかのひとつが自立支援協議会の趣旨です。

それぞれの事業所の中で起こっていることは、地域移行について、サービス提供事業者はつついっばいで受ける余地がないことがここで言えます。従って、新たな手立てが早急に必要であろうと思わされることを私の方から言っておきます。

前回は地域移行については切実な訴えがありました。

ここで何かご質問はありませんか。

(堺会長)

サービス提供事業者は芦屋にいくつありますか。

(事務局西川)

移動支援も含めて35事業所です。

(事務局西川)

事業所懇談会も始まり自主的に活動をしていただいておりますが、行政のほうでも自立支援協議会ができることはないかと考え、県とも相談をした結果、社会資源マップの作成と自立支援協議会を内容とした講演会の開催については補助金をいただくことができます。

すでに活動している事業所懇談会をあてるのではなく、自立支援協議会の委員の中でプロジェクトチームを作りたいと考えています。会長いかがでしょうか。

(堺会長)

一般の市民や障がいのある方が見て、きめ細かくサービスを受けられるようにする足がかりとすることは良いことだと思います。マップを作るについては、相談支援事業の4人を中心に事業所懇談会の出席者の中から委員を抽出していただき積極的に立ち上げていただきたいと思います。自立支援協議会がバックアップをすることをここで決めておいて担当者は後ほどということはいかがでしょうか。

(事務局西川)

講演会は、自立支援協議会のあり方から相談支援事業所の役割等についての内容であれば良いと聞いています。

(堺会長)

講演会についてはどなたか案がございますか。事務局では規模は何人位と考えていますか。

(事務局西川)

自立支援協議会に関わる方と考えていますので、先進地の実績のある方をお願いをして、規模的には福祉センターの多目的ホールでできる程度と考えています。

(堺会長)

事務局からの積極的な提案がありましたので前向きにすすめます。先進地で実績のある人を招き講演会を実施することについて、特に反対がないようですので決定させていただきます。

それでは、議事の③に移ります。

障がい者虐待防止対策について、ご承知のとおり平成23年6月17日に法案が成立し、待たなしで対応が求められています。これについて事務局よりご説明をお願いします。

(事務局西川)

概要について資料4をもとに説明。

平成24年10月の施行に向けて、障がい者虐待防止のための体制を作ることが課題となっています。芦屋市ではすでに高齢者虐待対応フロeproジェクトチームによりフローが作成されておりますが、同様に障がい者の方でもプロジェクトチームを作ることになります。それに際し、自立支援協議会から委員を出していただきたいと思います。

(堺会長)

障害福祉計画の策定についても、事前に自立支援協議会の意見を聞くことが望ましいとされています。この会はバックグラウンドの役割を担っていますので、当然ながら委員は出していただきたい。深い歴史的意味があって法律ができた。社会全体が虐待や人権問題について大きな問題をはらんでいる。委員を出すことについてはぜひお願いしたいと思います。

事務局何か腹案はありますか。

(事務局余吾)

補足的に説明をさせていただきます。権利擁護システム推進委員会は高齢者、障がい者の虐待を取り扱う委員会ですが、委員は要綱で定められており学識、司法関係者、保健福祉医療関係者等により構成されており、自立支援協議会からは会長にでいただくことになりま

す。プロジェクトチームは委員会の下に作るという形になり、権利擁護支援の委員会の委員長が指名することになります。虐待の通報をうけた場合には動いていただくことになるので相談支援から入っていただくことになるのかなと考えています。

(堺会長)

広く見たら虐待に相当する、あるいは人権問題など社会的にもそうなっている。親の子育てのレベルが希薄化していることがあると思うのですが、これについて瀬戸山さんの方で何かありますか。

(瀬戸山委員)

保健センターでは母子手帳を発行していますが、生まれてくる赤ちゃんの健康状態が気になります。年々、高齢出産化しているし、未熟児の出生数も増えているという現状があります。

(堺会長)

社会全体のベースが弱っていることの現われですね。氷山の上のところは虐待問題で、法律がやっとできたということですね。

入所型施設でも、昔は「悪いことをしたらご飯を食べさせない。」ということがあった。この頃はなくなったがこれも虐待ですね。

(東根委員)

利用者が、話を聞いてと言ってきたとき、他の業務で手が離せないのでもちょっと待つてと言うと、それ自体が虐待といわれる時代。話を聞かなかったと保護者から虐待としてあがってくる可能性がある。殴った、殴っていないの虐待ではない虐待に、施設側はデリケートになって対応ができなくなる。利用者、保護者の権利が強くなり立場が逆転してきて施設はしんどい。

(堺会長)

それでは④の兵庫県阪神南障がい者就業・生活支援センターについて設立の経過と現状報告をお願いします。

(藤川委員)

これまで、障がいのある人を就職に結び付けるまでの支援はありましたが、就労中の人、離職して再就職を目指している人への支援が十分ではありませんでした。そのため、訓練を受けたり、スキルを身につける努力をして就職に結びついた人が、仕事や人間関係がうまくいかず半年、1年で辞めてしまうケースや、同じ失敗を繰り返す、仕事を転々と変えていくケースが多くありました。また、一度退職した人が相談の機関を知らずにニートになったり、引きこもりになったりするケースもあります。阪神南圏域では、西宮市と尼崎市には、すでに市の単独事業で就労支援センターができていましたが、芦屋市にはなかったので今回、芦屋市を基盤としながら阪神南圏域の障がい者全体の就労支援を担うことになりました。具体的支援については、面談による就労相談、生活相談の他、ハローワークへの同行支援もします。どんな仕事に向いているのかわからない、どんな仕事があるのか知らないという方には、現場実習と一緒に行って体験をしたり、仕事が見つかった場合には面接の同行支援も行っています。就職が決まった人へのアフターフォローとして職場定着支援をしています。また、アフターファイブの余暇支援をおこなっており、障がいのある人同士の交流やサークルや行ける場所の紹介を行っています。

職員体制は、就労支援員2名、生活支援員1名、職場開拓員1名です。

これまでの実績は資料のとおりです。

芦屋市内には企業が少ないため、就職先、実習先の確保が難しいのですが、もしそういうところがありましたらぜひご紹介をお願いします。

(堺会長)

ハローワークさんでは、これまでから3市に力を入れていただいて今の実績があるわけですが、芦屋にとっての難しさなどについて、何かアドバイスをいただけませんか。

(前田委員)

西宮ハローワークの管轄は宝塚市、西宮市、芦屋市となっています。最後は就職を目指してということになります。芦屋市の場合は事業所の絶対数が少ないから大変だと思います。

ハローワークは、就職という目標に向かっていく機関で、皆さんと若干違うかもしれません。

法定雇用率制度では、従業員56人に対し障がい者1人を雇うようになっています。不足した企業には納付金を納めてもらうが、多くの障がい者を雇用しているところは、何億という納付金がもらえる。その中で、医者、鉄道会社など職種によって除外率が設けられているが、それが下がってきており、今年オール10パーセント下がりました。例えば、警備会社の場合は、もともと35パーセントだったものが25パーセントに下がるので、100人の事業所であれば65人に対し1人を雇えばよく、これまで法定雇用率が達成していたが今年納付金をはらわないといけないというところが出てきます。事業所では、30時間以上勤務の従業員を分母としていたところを、交付金の対象となる20時間以上勤務の方も分母に入れるなどの対応をしており、これらを鑑みると障がい者の方には追い風であり、更に、特に最近では精神障がいの方の就職が脚光を浴びています。今後、就職に関して何かありましたらご連絡をお願いします。

(朝倉委員)

この件につきましては、前から市にお願いをしていますが、芦屋市の中で一番大きな企業は市役所ですが、市役所の雇用率は今何パーセントですか。

(事務局余吾)

3.05パーセントです。

(朝倉委員)

ただ、今の数字はすべて身体で知的と精神は0です。これを何とかしていただきたい。芦屋市の中でやっているといるところには、他の企業に対しても表彰などを考えてもらえないかということ。県のホームページにも載っているが、芦屋市で障がい者を採用しているところが4つ5つあるので何かの機会にぜひお願いしたい。

もう一点、企業がないのであれば、指定管理の選定条件に障がい者の雇用の項目を入れてほしいと市に要望しています。これに対しては、検討項目としているが実態として指定管理の事業所の仕様書には障がい者のことが入っていません。

障がい者は遠くに行くことはできません。中でできること、市ができることが相当あると思うがやれていないのが実情です。

(堺会長)

芦屋特別支援学校では、西宮と芦屋の子供さんが高等部から巣立っていくが、就労について現在どのように思っておられますか。

(友添委員)

今年度は5名の方が就労できました。

(堺会長)

来年の卒業生は何人ですか。ただし、それが就労に結びつくかはこれからの課題で、簡単にはいきませんが、芦屋特別支援学校は阪神特別支援学校から分かれて新しく芦屋にきまし

たが、阪神では相当実績がありましたね。芦屋の方もそれを受け継いでいくわけですが。

(友添委員)

卒業予定者は34名でそのうち芦屋の方が12名です

(堺会長)

藤川さん「就業・生活支援センター」では学校との連携をよろしくお願いします。東根さんも協力をお願いします。

就業・生活支援センターは国から流れてきた事業ですが県単事業もしておりますので、皆さんも顔なじみになってよろしくお願いします。

それでは次に移ります。

議事④の兵庫県精神障害者地域移行支援事業について説明をお願いします。

(芦屋メンタルサポートセンター武藤センター長)

この事業は、以前は退院促進事業と呼ばれていたとおり、精神科病院に居られる患者さんが退院して地域生活を営むための支援をするものです。目標値の920人の退院を目指して、県内の精神科病院に入院中の患者に退院に向けて訓練を行い、地域生活のコーディネートをさせていただきます。

この事業は、最終年度の平成24年度からは相談支援事業所の個別給付になりますので、終了後も基本的には大きく変わることなく事業が受け継がれることとなります。

委託の内容については次のとおりです。

大きくは個別支援を行うということです。本人に地域移行の希望があり地域移行ができそうなときは、病院に地域移行推進員を派遣し契約を交わします。契約に基づきケアマネジメント調整を行い、個別支援計画を作成して地域移行を行うという流れとなります。

実際の動きは、地域移行に向けて地域移行推進員と一緒にDVDやビデオによりイメージトレーニングをしたり、地域に出向き事業所を見学等の作業になります。

この事業の特徴としてピアサポートを活用することがあげられていますが、AMSC（芦屋メンタルサポートセンター）では2名の方の登用を考えています。対人援助技術をマスターしていただいたあと、個別的に面接をしていただいたり、病院に出向いて行き社会生活の楽しみ方など具体的な話をさせていただきます。

また、地域生活報告会として病院に出向き、患者さんに対して啓発ビデオ、DVDなどを活用して地域社会のイメージ作りをさせていただきます。

大きく2番になりますが、地域における啓発活動につきましては、具体的には、既存の事業のメンタルヘルスセミナーとの抱き合わせの形で普及啓発を考えています。

3番目ですが協議会の開催については、地域自立支援協議会との関連性について県に相談をしましたが、地域によって扱いに違いがあるとのことで、今年度はどうするかについてはまだ議論ができていません。尼崎市の事例では地域自立支援協議会とは別に協議会を設けておられるとのことですが、プラス面マイナス面があるようですので、今後、皆様と議論を重ねていきたいと思えます。

最後になりますが、事業の遂行にあたって先程、堺会長からも話がありましたが、受皿の整理という議論がさかんになってこようかと思えます。社会資源開発を行うというところでこの場であると思っております。皆様のご協力を得ながら事業を推進していきたいと思っております。

(堺会長)

有難うございました。国の方向を県が受けて、いよいよ待ったなしでやろうとする意気込みは感じますが、自宅で生活できないから社会的入院となっていたものの退院には、家に代わるものとしてグループホームやケアホームなどの住まいの確保が大事になってきます。そ

れに伴って、世話人や地域の方々への理解が必要であり、この協議会のメインの仕事だと思われれます。より精度の高いこの会の分科会などでやっていきたいと思ひます。

(島委員)

今日の話をして聞いていますますます不安感が募りました。4つの相談支援事業所の現状報告を聞いても不安感が拭えません。最後の地域移行の支援についても、退院促進に即して受皿を作るのではなく、受皿を作ってみなが暮らしているところに退院促進があるという形をとるのが本来であり、受皿が整ってみんなが生き生きしていたら無理やり勧めなくても地域移行は進みます。

私は芦屋市の認定審査会に出席していますが、退院前の認定申請にあがってくるケースはとて地域移行はかなわない事例があまりにも多く不安を感じます。地域移行は、利用者がすでにそこで生活できている場をつくってこそ地域移行だと思ひるので、順番が違ふと感じます。

家族会では、これまで市に受皿の要請をしてきました。家族会立ち上げ時から頑張ってきた親が亡くなったり、入院したりする場合に芦屋市内には施設がないので残された心に障碍を持つ人は他市の施設に行かざるを得ない。こういう実情に親が不安感をもっているのに、今日の話では不安感を拭えません。

会長にはつつがっぱいであることを更に他所で伝えてほしい。心的障碍に関する受け皿は芦屋に皆無です。順番については、もう一度、仕事として関わっている人たちにしっかり受け止めていただきたい。

(堺会長)

兵庫県この特別事業についてはどれくらいのお金が出ているのか披露してください。

(武藤センター長)

1事業1法人245万円です。

(堺会長)

単年度事業で継続性はないのですね。島さんの心配もわかります。

入所型の施設の経験から言えば、施設の建設には土地代は別で一人当たり約1千万円かかる。1千万のうち3/4を国県が持ち、1/4は法人が持つのが長い間の流れでした。そういう中で、地域移行が1パーセントに満たない知的障がいだけをみますと、何とか地域移行をとっていたが、先月の神戸新聞には400人位が入所型施設を希望している人がいると掲載されていた。そういうことがわかっていながら国の施策は地域移行とっており、知的障がいの方だけでもねじれ現象がある。精神障がいの方ではさらに現実はいどい。

われわれも努力をするが、市には今後の市政に反映し推進していただくようお願いします。武藤さんには県の事業を積極的に受けていただき、自立支援協議会は、そういうことに対しリードしたり、バックアップしたりすることをお約束します。

他に地域移行についてのご意見はありませんか。

それでは、議事の⑤番まで終わりましたので全体的にご意見のある方はありますか。

(東根委員)

相談支援事業の中から社会資源が足りないとの声を聞きますが、何が一番足りないのですか。

相談支援事業所から、急遽、今日預かってほしいとの連絡があったとき、要望に答えられず断る場合がありますがそういうもことも含むのでしょうか。

(丸谷委員)

身体障がいはいはショートステイです。

(築山委員)

精神障がいには住まいです。ハードもそうですが、精神障がいの場合は他障がいと比べてサービスそのものが足りません。

(堺会長)

居宅サービスの方ではどうですか。満杯に近いですよ。

(福田委員)

高齢者に比べて障がい者のヘルパーはなり手が少なくハローワークに応募を出しても来ていただけません。精神の方と知的の方のホームヘルプの内容や支援には専門的なことが求められ、高度なスキルが必要です。

(堺会長)

高齢者の方は包括支援センターで努力をされていて、そこに子供の問題と障がいと虐待が入りかけているが余力がない。国は、障がいについては自立支援協議会に困難事例の解決を求めていますのでこれが協議会の2つめの使命です。個別支援の中で困難事例がひとつでも解決することのために地域移行が出てきているので、少なくとも、心的障がいのケアホームにひとつでも取り掛かろうとする意気込みを自立支援協議会としてはだしておきたい。

待ったなしで単年度事業を受けるからにはタイムスケジュールをださなければならない。

行政のやること、団体がやること、個人がやれることをお互いに身の丈にあった汗を流したい。

他に何かありませんか。

(福田委員)

2点お願いします。今回は、内容の濃い問題がたくさんあがっていますが、資料を事前に配布していただければ、もっと討議の時間が取れたと思います。

2点目は、事業所懇談会進捗状況の中で、今後の会議開催の出席依頼は介護事業所の全事業所では困難とあるが何が困難なのでしょう。

(事務局西川)

資料が遅れまして申し訳ありませんでした。次回よりできるだけ早く配布したいと思います。

(山岸委員)

事業所懇談会の参加者は施設系だけで12名で、全介護事業所の約半分の人数で進めています。少人数のほうが活発な意見が出るということと、2時間の会議に30数名の参加者では活発な意見が得られないこともあり、積極的に精神の方を受け入れている事業所と障がい者の事業所から参加いただき、他の事業所には報告にて内容をお知らせし参加の意識を高めていただきたいと思います。

(堺会長)

私のほうからもできるだけ中に入れるように努力をします。

(福田委員)

通所系の事業の方との連携は大事ですのでよろしくお願いします。

(堺会長)

高橋先生の方で今まで話しを聞いていただいた中で何かコメントがあればお願いします。

(高橋委員)

重症で退院できない人もいることは事実ですが全体の中の割合ではそう多くない。医療はこの20年間の中でも進歩していて、より多くの患者さんが医療を受けながらも退院して普通の生活ができるように近づきつつあるように思います。

芦屋の状況を知らなかったが、患者さんが住むグループホームがないことは驚きです。他

の地域ではかなり進んでいるところがあり、退院してサポートをうけて生活している実例があるので、その点が足りないならまず住居を整えて、更に働く場所を整えれば多くの患者が地域の中で生き生きと暮らすことができる。ぜひこの協議会で後押しができればすばらしいと思います。

(堺会長)

有難うございます。フレッシュな目から見ると不思議なことがあります。それを受けて、木下さんいかがでしょうか。

(木下委員)

協議会の目的そのもので話を聞いていると、相談支援、総合相談窓口の動きとやかにフォローアップしていくかにつけるのかと思っています。これだけのメンバーが集まって、増加の件数だけではなくて連携のあり方、相談窓口における困難ケースのケース会議の積み重ねを、懇談会等を軸にして積み上げていき、情報をここで共有化するのが趣旨だと思います。

それをその事業所懇談会に戻していき、そこで解決策の傾向性を見出して個別支援に反映させる。作用がスピーディになればなるほどこの発言が多くなっていくだろうと思っています。課題の抽出というのが会議が全体でひとつの方向を持っていくのではなく、それぞれのバラエティーにとんだ多様化した問題に、対応していけるという協議会になればと思います。

(堺会長)

有難うございました。芦屋に特化して話をしていますが、県の立場で見えてくるものがあるかと思っていますので、美濃委員からご意見があればお願いします。

(美濃委員)

阪神教育事務所主催の発達障がい支援会議に出席しましたが、それぞれの対象の方をきちんと理解し繋ぐことが大切だということでした。保護者の方が悩んでおられるのは出口の問題で高校に上がったあとは就労につながるのが難しいということができました。

基本法ができて障がいの区別は関係がないというのが障がいの特徴、その部分に特化した支援の検討やあり方があって、それをこの場で共有する。会議の回数が少ないがたくさんの方と出会えて多くの声が聞けるが、保健所現場の役割では今ここですぐに役に立てることが少ないと思います。地域移行の話ができましたが、保健所は地域のコーディネーターになっています。関係者の会議でもグループホームに空きがあるかどうかで、コーディネートがスタートできるかどうかの話になります。プレゼンテーションして予算化を一緒に提案していくことが仕事かと思っています。

(堺会長)

この会は、今年度は3回開催される予定で限られてはいますが、内容は議事録にも載りますし、少しでも実行が伴うことを会長としてもここから期待しています。続いて事務局からです。

(事務局西川)

資料7に基づき芦屋市第3期障害福祉計画策定のためのアンケート実施についての説明。個人用アンケートは、64歳以下の障がい者の方約1400人に配布します。回答しにくい場合には相談支援事業所や利用している施設等で相談するようとの一文が書き加えてありますが、本日は関係の皆さんがお揃いですので、問い合わせ等へのご協力をお願いします。事業所用アンケートは、市内市外の約140事業所に配布しますのでよろしくをお願いします。

(堺会長)

第3期障害福祉計画の重要な基礎的データになりますし、これまで芦屋市では定期的にアンケートを実施してきましたので、期日までの完成に向けて皆さんにはぜひご協力をお願い

いします。それによって市の施策に反映をしていただきたいと思います。
集計して次回の会議で中間報告ができますか。

(事務局西川)

自立支援協議会では、障害福祉計画の評価を行っていただくことになるので、次の協議会では、一定のデータをお示しして評価をいただきます。なお、今回はニーズの把握と地域移行についての進捗と評価で、施策については基本計画が主になります。

(堺会長)

時間が経過しましたが、津田委員と磯森委員のほうで何かありませんか。

(津田委員)

福祉センターが1年経って1階の相談窓口が揃い、連携と相談がすすんできていると思います。そういったものを生かしていけるようにしたいと思います。

(磯森委員)

事業報告をしていただきましたが、相談件数が増えておりますが、センターに集約してよかつたのではないかと考えています。

(堺会長)

事務局は何かありませんか。

(事務局西川)

今回は10月下旬の予定です。内容につきましては、22年度までの障害福祉計画の進捗状況の評価と、今回のアンケートの単純集計をお示しすることができると思います。また、事業所懇談会の第3回の進捗についてもご報告できると思います。

(堺会長)

それでは今年度の第1回自立支援協議会を閉会します。有難うございました。